須磨消防署蘇生訓練用資器材貸出要綱

1 目的

本要綱は、須磨区内において開催される、市民が行う市民救命士講習以外の救命講習 (以下「講習」という。)において、蘇生訓練用資器材を無償で貸し出すために必要な 事項を定めることにより、講習受講者に心肺蘇生法を経験する機会を与え、応急手当技 術の向上及び知識の普及啓発の効果を高め、市民生活の安全・安心の向上を目的とす る。

2 貸出資器材

- (1)訓練人形(成人、小児、幼児)
- (2) AED トレーナー
- (3) その他(講習用 DVD 等)

須磨消防署および北須磨出張所の管理する蘇生訓練用資器材で、訓練人形、AEDトレーナーを1セットとする。また貸出数はおおむね受講者5名につき1セットとし、講習用 DVD 等その他資器材については、申請内容によって須磨消防署および北須磨出張所の救急係が決定する。

3 貸出対象

貸し出しの対象は原則、須磨区内にて開催される講習とし、救急インストラクターでなくても、これと同等の知識および技能を有する者が講習を実施する場合に貸し出すものとする。須磨区外で開催される講習への貸し出しについては、申請内容によって須磨消防署救急係が決定する。

救急インストラクターが実施できる市民救命士講習を開催する場合は、市民救命士の 養成に関する実施要綱で定める「市民救命士講習実施計画書兼資器材借用書」で申請す るように求める。

なお、企業商品販売等、営利目的での講習会であるときは貸し出さない。

4 貸出方法

講習の主催者が須磨消防署および北須磨出張所の救急係に事前連絡を行い、別紙「蘇生訓練用資器材借用書」を須磨消防署長宛てに申請し、受付順に貸し出しを決定する。 ただし、同一日での貸し出し申請が重なった場合、救急インストラクターまたは民間 救急講習団体が開催する講習における貸し出しを優先する。

5 貸出期間

原則貸出日から 14 日以内とし、14 日を超える場合には申請内容によって須磨消防署 および北須磨出張所の救急係が決定する。

6 破損・紛失等

貸出期間における蘇生訓練用資器材の破損・紛失等について、通常の使用方法以外で破損・紛失した場合は、講習の主催者が責任を持って弁償する。

ただし、蘇生訓練用資器材の計画的な整備については、須磨消防署および北須磨出張 所が努めるものとする。

7 この要綱は令和6年4月1日から運用する。